

(平成26年4月10日発表)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、本日、国土交通省関東地方整備局より建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を下記の通り受けましたのでお知らせいたします。

当社は、今般の処分を受けたことを厳粛に受け止め、再発防止に向け、引き続き更なる法令遵守の徹底とコンプライアンス体制の強化を図り、公正かつ適正な事業運営に努め、信頼回復に全力で傾注してまいります。

お客様をはじめ、関係者の皆様に大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 処分を受けた理由

当社は東京電力株式会社が発注する架空送電線工事の受注に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会から受けた排除措置命令及び課徴金納付命令が確定したため

2. 停止を命じられた営業の範囲

全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

3. 期 間

平成26年4月25日から平成26年5月24日までの30日間

以上